

兵庫県環境学習環境教育基本方針の改定について（案）

兵庫県環境学習環境教育基本方針（H18.3）

環境学習・教育の目的の理解と共有
環境（自然）と人間活動の関わりをどうするかという問題意識

I 方針の基本的事項 持続可能な社会づくりへの参画

◇方針の背景・趣旨
持続可能な環境適合型社会の実現に向け、多様な主体の参画と協働により、環境学習・教育を積極的に展開することが必要

◇方針の性格 環境より自然と言った方が総合的に捉えられる

①施策の総合的・計画的運営指針 ②各主体の共有すべき理念、目標 ③法に基づく指針 ④市町の参考指針

◇方針の期間
平成 18 年度～平成 27 年度（10 年間）

II 環境学習・教育をめぐるこれまでの取組

◇国際的な取組状況 ◇国の取組状況 ◇兵庫県の取組状況

III 兵庫県の現状と環境学習・教育の実施状況

◇環境に関する現況 ◇兵庫県の環境学習・教育の実施状況と課題

IV 環境学習・教育の在り方

◇推進にあたっての基本的考え方
原則 1：「こころ」を育み、「自然」、「くらし」、「社会」を総合的に学ぶ環境学習・教育の推進
原則 2：自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育プロセスの推進 あいまい
原則 3：本県の特性を踏まえた環境学習・教育の推進

◇各主体における環境学習・教育の推進
・学校・教育機関、大学・研究機関 ・地域団体（民間団体）
・中間支援組織 ・行政（県、市町） ・企業・事業者

◇ライフステージに応じた環境学習・教育の推進
・幼児期、小学校低学年 ・小学校高学年、中学生 ・高校生
・大学生 ・社会人世代 ・シニア世代

V 環境学習・教育の推進方策

◇推進にあたっての基本目標
「だれもが、どこでも、いつでも学べる仕組みづくりー参加者の拡大ー」
「五感（触れる、見る、聞く、嗅ぐ、味わう）で学ぶ場づくりー拠点の形成ー」 良い
「学びの資源づくりー学習基盤の形成ー」
「学びから実践へ、実践から学びへの環づくりー学習と実践の一体化ー」

◇具体的な推進方策
・体験型環境学習・教育の機会の幅広い提供
・環境学習・教育を支える基盤の構築
・実践活動を促す総合的支援策の充実

VI 総合的な推進体制の構築

◇支援・推進体制の整備 ◇主体間での適切な役割分担の実施
◇評価・検証の実施

過去の総括と次の 10 年の力点
この 10 年で育った人材を後継者に

施策体系

学び直しができる→生涯学習の視点
環境学習は若い世代ぐらいまでが対象

<成人期>

ひょうごグリーンサポートクラブ
生命のバトンタッチ
地域の人材や資源を活用し、次代を担う幼児、児童生徒が行う環境学習を支援するとともに、成人自らが環境保全や学習に関する様々な活動を多様なフィールドで行う。

<施策の方向・主要事業> 支援者の人材育成(次代の後継者を育てる人材育成)

ア 県民の環境学習への参画・協働 大学生のインターシップ、エコ割
・ 県民の実践活動の場の提供
・ 支援者の養成・登録・活用 (26)グリーンサポート登録者1,090人)

イ 「ふるさと環境」の人材や資源の活用促進
・ 「ふるさと環境通信員」活動支援事業 (27)20人
・ ひょうご環境創造協会と連携した取組 シニア世代
・ ふれあいの祭典と連携した啓発イベント開催 (26)来場者105千人)

ウ 環境学習・教育の基盤づくり 成人期の学びの場の提供
・ ひょうごエコプラザによる情報発信
・ ひょうご環境体験館の運営 (26)利用者31,212人)

<学齢期> 環境学習を推進する先生を必置 学校現場は多忙 知識を深めるより体系的に学ぶプロセスを作る

ひょうごグリーンスクール
生命の大切さの理解と思い
児童生徒が、自然や身近な生活の中での気づきや発見から、環境について幅広く関心を持ち、理解を深め、実践力を育成するとともに、自然に対する豊かな感受性や命を尊ぶ心、思いやりの心を育む。

<施策の方向・主要事業>

ア 自然体験等体験型環境学習・教育の充実 中・高期の環境学習 学校現場のサポート人材が必要
・ 環境体験事業（全公立小学校3年生） 学校現場のサポート人材が必要
・ 自然学校推進事業（全公立小学校5年生）
・ グリーンスクール表彰 (26)表彰11校、奨励賞4校)
・ 環境教育副読本の作成 (H19.3 小学校低学年用、高学年用 H20.3 中学校用、高等学校用) 学校の地域特性に応じたプログラム

イ 家庭や地域における環境学習の支援
・ 環境学習プログラムや教材等の情報提供
・ 民間企業等と連携した活動紹介

ウ 教職員の指導力向上 先生の研修、リーダー育成 ファシリテーションが大切
・ 初任者研修、10年経験者研修
・ 環境教育副読本 教師用指導の手引きの作成 (H19.3 小学校低学年用、高学年用 H20.3 中学校用、高等学校用)

環境学習における公園の位置づけの明確化

<幼児期> 乳児を含め「乳幼児期」に

ひょうごっこグリーンガーデン
生命の大切さに気づく
幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、幼児自らが動物や花木に触れるなど自然体験を通じ、生命の大切さに身をもって気づく力を養うとともに、ものを大切にするなど、環境に配慮した生活習慣を育成する。

<施策の方向・主要事業> 親子教育

ア 環境学習を通じた「ふるさと意識」の醸成
・ グリーンガーデン実践事業 (19)199園、(20)300園、(21)300園)
・ グリーンガーデンサポート事業 (22)175園、(23)300園、(24)304園)
・ ひょうごエコっこ育成事業 (26)30園、(27)30園) 事例発表会
・ はばたんの環境学習の推進 (26)18園) 取組の視点を変えるだけで環境学習になり得る
・ 体験型環境学習の実践事例の提供

イ 指導者の人材育成 キーパーソンの育成 「関心を持つ」ことが大事
・ 環境学習実践研修 ((19)～)

情報提供（先導事例の紹介）

環境学習・教育を取り巻く動向

1 環境をめぐる情勢変化

- 再生可能エネルギーの普及拡大など低炭素社会の実現に向けた取組の広がり
- 野生動物被害の拡大、里山の荒廃、外来生物の増加など生態系の乱れの進行
- 地域における活動の担い手の減少など本格的な人口減少・超高齢社会の到来

2 第4次兵庫県環境基本計画（H26.3策定）

- 施策分野として「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」を設定
- 各主体が協働し、地域の特徴を生かして取り組む「地域力」が環境づくりの基盤
- 【将来像】・持続可能な社会の実現を目指す人づくり
・様々な主体との協働による取組の推進

3 環境教育等促進法（H24.10施行）

- 法目的に、協働取組の推進を追加
- 基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等の理念を追加

4 持続可能な開発のための教育（ESD）

- 環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
- H26に「ESDに関するユネスコ世界会議」が日本で開催され、後継プログラム「グローバルアクションプログラム（GAP）」発表

課題

- 環境に配慮した行動につながる意識啓発や環境学習・教育により、ふるさとへの関心や愛着を持った次世代の環境を担う人づくりが必要 ふるさとに帰りたいと思う心を育てる環境学習
- 都市部で進む単身化による人と人とのつながりの希薄化など、本県の状況を踏まえ、NPO等地域における環境保全活動の支援による地域の取組の促進、都市と農村の交流の促進による県民一体となった環境保全活動が必要
- 中間支援組織や研究機関等との連携による官・民の連携強化、環境学習や取組の充実が必要 支援機関とのネットワークづくり

改定の方向・スケジュール

1 計画期間 平成 28 年度～平成 37 年度（10 年間）
2 基本的考え方、基本目標 現方針を基本的に継承
3 推進方策

(1) 幼児期からの発達の段階に応じた自然体験活動や、地域において家族、若い世代とシニア世代がともに学ぶなど、あらゆる主体による環境学習・教育を推進
(2) 小中学校においては、引き続き環境体験事業と自然学校推進事業の関連を一層深めるとともに、地域特性に応じた多様な体験学習の実施や NPO 各種団体等との連携による環境学習・教育支援体制づくりを推進
(3) 環境保全・創造に取り組む NPO 等の活動を核として、地域が一体となった活動をさらに推進

4 スケジュール

27 年 7 月 21 日	環境審議会全体会（諮問）
27 年 7 月 23 日	第 1 回環境学習・教育検討小委員会（改定方針）
9 月頃	第 2 回環境学習・教育検討小委員会（改定素案）
11 月頃	第 3 回環境学習・教育検討小委員会（改定案）
12 月頃	パブリックコメント実施
28 年 2 月頃	総合部会（答申）